平成２２年（フ）第４２３号
大分市王子中町９番50号
債務者　藤井　絵美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３９８号
兵庫県伊丹市東野８丁目78番地１　アビタシオンアールデコ408号
債務者　秋山工務店こと　秋山　直人
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４０５号
兵庫県伊丹市千僧６丁目218番地ベラミ美容室
債務者　ベラミこと　細川　順子
1　決定年月日時　平成22年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第４３０号
兵庫県宝塚市小林１丁目11番24―105号
債務者　佐久間美代
1　決定年月日時　平成22年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第５４号
奈良県五條市五條３丁目６番23号
債務者　増田　要子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月８日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２２年（フ）第４４号
北海道岩内郡岩内町字敷島内イ17番地
債務者　葛西眞由美
1　決定年月日時　平成22年10月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２２年（フ）第７６号
兵庫県淡路市仁井110番地
債務者　上野　栄子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第８５号
兵庫県淡路市下司835番地
債務者　久國　祐里
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第９１号
兵庫県南あわじ市福良甲1296番地
債務者　榎本　律子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第３７６号
和歌山県紀の川市桃山町市場89番地５
債務者　楠本雅章こと　楠本　稚章
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第４９９号
和歌山市塩屋２丁目１番26号
債務者　塩谷　和己
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５０２号
和歌山市西庄155番地　西脇グリーン団地15棟３階357号室
債務者　秋山和子こと　秋　　和子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５０６号
和歌山市梶取197番地
債務者　大川美千恵
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５１７号
和歌山市布施屋735番地の６
債務者　田畑　喜也
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２２号
和歌山市新通６丁目８番地　新通ビル505号
債務者　北野　正三
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２７号
和歌山市木ノ本319番地の18
債務者　奥　美智子（旧姓堤）
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５２９号
和歌山市粟260番地の９
債務者　嶋　　潤
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第５３０号
和歌山市粟260番地の９
債務者　嶋　　美子
1　決定年月日時　平成22年10月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月９日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係